

# 熊本大学同友会会則

## 〔名称〕

第1条 本会は、熊本大学同友会と称する。

## 〔目的〕

第2条 本会は、次の事を目的とする。

- ① 会員相互の交流による会員の経済活動の助長・支援
- ② 会員の母校である熊本大学の発展に寄与
- ③ 地域社会への貢献及び地域の発展に寄与

## 〔事業〕

第3条 本会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 会員情報の収集・提供
- ② 会員相互の親睦会
- ③ 講演会・研修会の実施
- ④ 熊本大学との交流による情報交換
- ⑤ その他目的に必要な事業

## 〔会員〕

第4条 (1)本会は、熊本大学・大学院卒業生で、本会の趣旨に賛同した者をもって組織する。

(2)旧制専門学校および第五高等学校を卒業した者で、本会への入会希望者は、特別会員とする。

(3)会員及び特別会員となるには会員一名以上の推薦により、幹事会の承認を受けなければならない。

(4)一年以上の会費未納者は、自然退会者とする。

## 〔年会費〕

第5条 (1)本会の会費は次の通りとする。

- (2)会費は毎年七月三十一日までに当年度分を支払わなければならない。

## 〔役員〕

第6条 本会に次の役員を置く。

- 代表幹事 三名  
幹事 三十名以内。  
監事 二名

## 〔相談役・顧問〕

第7条 (1)本会に、相談役及び顧問を置く。

(2)相談役は、代表幹事であつた者とする。

(3)顧問は、本会に特に貢献のあつた者で、代表幹事が指名するものとする。

(4)顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 〔幹事会〕

第8条 (1)会の運営に関する事項は幹事会が決定する。

(2)幹事会は幹事の過半数で決議する。

## 〔代表幹事・幹事〕

第9条 (1)代表幹事は会務を総覧する。

(2)幹事は代表幹事を補佐して下記のいずれかの会務を担当する。

- ① 事務局
- ② 情報宣伝・会勢拡大
- ③ 企画
- ④ 会計

## 〔同〕

第10条 (1)幹事は総会において選出し、代表幹事は幹事会において選出する。

(2)幹事の任期は2年とする。但し、後任が選任されるまではその任務を行う。

## 〔総会〕

第11条 (1)通常総会は毎年1回八月に招集する。

(2)代表幹事は幹事会の決定により臨時総会を招集することができる。

(3)総会は出席会員の過半数により決定する。

## 〔同〕

第12条 総会は下記の事項につき決議する。

- ① 議長の選任
- ② 予算・事業計画の承認
- ③ 会計報告の承認
- ④ 会則の変更
- ⑤ その他会の運営に関する基本事項

## 〔事務局〕

第13条 (1)本会は、事務局を熊本市に置く。

(2)事務局長は、幹事の中から代表幹事が任命する。

## 〔財源〕

第14条 本会の経費は年会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてるものとする。

## 〔会計年度〕

第15条 本会の会計年度は、毎年七月一日より、翌年六月三十日までとする。

## 〔会計監査〕

第16条 監事は会計監査を行う。

## 附 則

(1) 本会則は、

昭和六十二年三月二十日より効力を發揮する

(2) 最初の会計年度は昭和六十二年

三月二十日より昭和六十三年

六月三十日までとする。

(3) 本会に定めなき事項は幹事会の決定による。

令和六年八月二十八日改正

本会則は、令和六年八月二十八日より施行する。

以上